

GIS の活用による行政情報オープンデ  
ータ化推進事業  
地理情報システム導入業務  
仕様書（案）

北海道千歳市  
令和7年4月

## 1 目次

2	基本事項	3
2.1	業務の名称	3
2.2	調達背景・目的	3
2.3	システム化範囲	3
2.4	システムの概要	3
2.5	本業務の範囲	4
3	本調達の要件	5
3.1	履行期間	5
3.2	成果物	5
3.3	費用の考え方	6
4	業務要件	7
4.1	公開型 GIS の提供	7
4.1.1	基本要件	7
4.1.2	機能要件	7
4.1.3	非機能要件	7
4.1.4	公開型 GIS で発信する情報	8
4.2	統合型 GIS の提供	9
4.2.1	基本要件	9
4.2.2	機能要件	9
4.2.3	非機能要件	12
4.3	データ作成	13
4.3.1	データ作成	13
4.3.2	既存データの収集・調達、調整	18
4.3.3	データベース設定	20
4.4	運用・保守	20
4.4.1	運用・保守体制	20
4.4.2	運用・保守実施内容	21
5	プロジェクト体制	22
6	会議体運営	23
7	研修	23
8	テスト	23
8.1	サービス提供における取扱い	23
8.2	テスト計画書の作成	23
8.3	テストに係る要件	24
8.3.1	受託者が実施するテスト	24
8.3.2	当市職員が主体となって実施するテスト	24
9	スケジュール	24

9.1 サービス開始日（システム本稼働日）	24
9.2 作業スケジュール	24
10 その他	25
10.1 貸与品	25
10.2 機密保護・個人情報保護	25
10.3 不適合責任	26
10.4 契約期間終了時のデータの引継ぎ	26
10.5 法令等の遵守	26
10.6 協議	27

## 2 基本事項

GIS の活用による行政情報オープンデータ化推進事業地理情報システム導入業務仕様書（以下「本仕様書」という。）は、千歳市が、行政情報（都市計画情報、市道道路台帳、防災マップ等）のインターネット上での公開を目的とした公開型 GIS サービスならびに公開用データを正確かつ効率的に管理するための統合型 GIS サービスを調達するにあたり、その仕様を定めたものである。

### 2.1 業務の名称

GISの活用による行政情報オープンデータ化推進事業 地理情報システム導入業務（以下「本業務」という。）

### 2.2 調達の背景・目的

デジタル技術の急速な進展や新型コロナウイルス感染症への対応などにより、社会や価値観、生活様式が変容し、行政サービスに対する市民ニーズは多様化している。また、今後職員数の減少が見込まれる中、効率的な行政運営を目指すことが求められている。

行政情報（施設の位置情報や地理情報など）をインターネット上で閲覧可能とすることで、市民や事業者等がいつでもどこからでも、行政から提供される正確な情報を確認することができるため、市民サービスの向上に寄与する。また、問い合わせ対応の減少などによる事務の効率化や、市民の安全と健康を守ることにつながる。

また、行政情報（地理情報）のオンラインでの提供は、平時のみならず災害発生時においても、各種インフラの被害状況、復旧状況を正確に市民に伝達する上で効果が期待され、地域防災力の向上に寄与するものである。

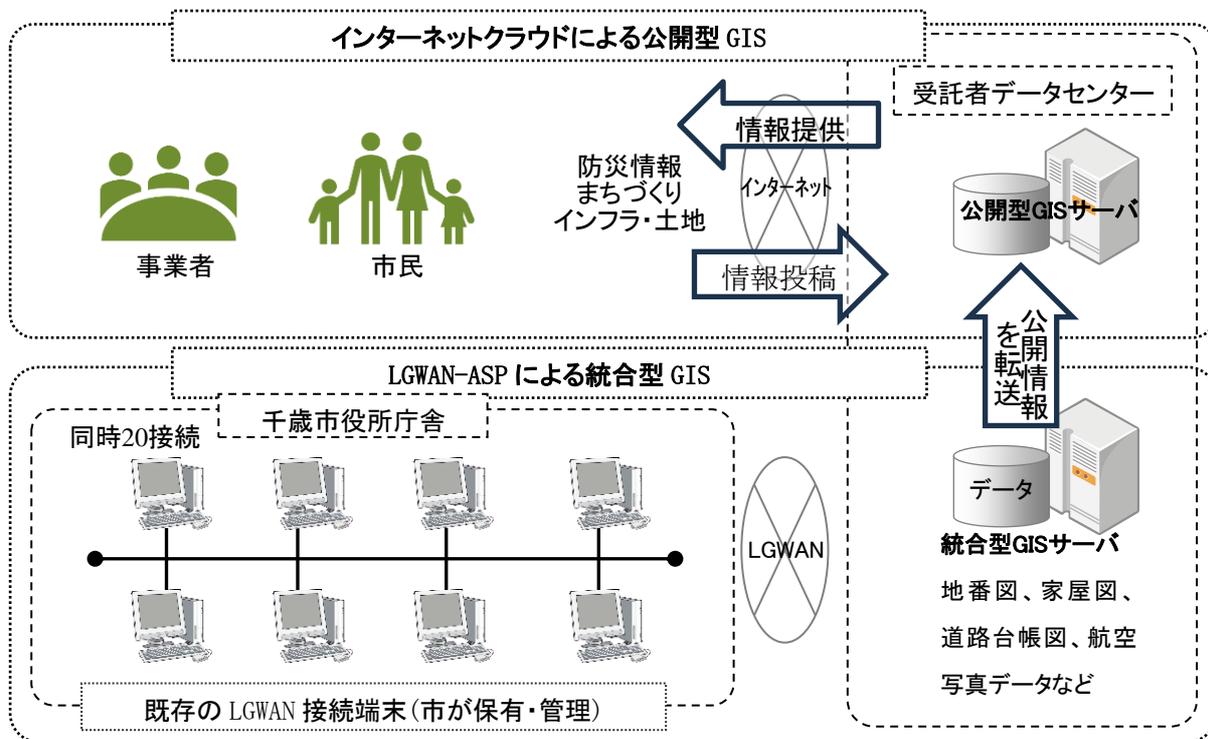
このことから、当市は、この度「公開型 GIS」を導入し、わかりやすく正確な情報提供による市民や事業者の利便性向上を図るとともに、公開データの正確性を確保し、最新の状態を保つための更新を行う「統合型 GIS」を導入し、行政事務効率化にもつながるよう本調達を実施するものである。

### 2.3 システム化範囲

システム化範囲は、セキュリティが担保されたクラウド環境の中において提供されているGISサービスを通じて、当市が保有する各種地図情報をインターネット上で閲覧者に提供する環境ならびにLGWANを通じて職員が利活用する環境を提供することである。

### 2.4 システムの概要

情報システムの標準化、サーバ運用・管理の負担軽減、省スペース化、システムの導入・更新・廃棄に係る費用（TOC）削減、継続的な機能改善、大規模災害時のデータバックアップ、ネットワーク強靱化との親和性、情報セキュリティの高度化など、自治体の情報システムに求められるさまざまな課題への対応を考慮し、公開型GISについてはインターネット上のサービスを利用するクラウド方式、庁内利用を目的とした統合型GISについては総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）を利用したLGWAN-ASPとし、それらのデータを一元管理可能なシステムを導入するものとする。



## 2.5 本業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公開型GISの初期構築作業
  - ・ ネットワークや端末設定等の利用環境の整備
  - ・ システムの初期セットアップ
  - ・ テストの実施及び当市職員によるテスト実施への支援
  - ・ データ登録
- (2) 統合型GISの初期構築作業
  - ・ ネットワークや端末設定等の利用環境の整備
  - ・ システムの初期セットアップ
  - ・ テストの実施及び当市職員によるテスト実施への支援
  - ・ データ登録
- (3) データ作成【既存システムからのデータ移行を含む】
  - ・ 道路台帳図データ
  - ・ 固定資産税家屋図データ
  - ・ 公園データ
  - ・ 指定道路図データ
- (4) 既存データの収集・調達、調整
  - ・ 都市計画関連データ
  - ・ 土砂災害警戒区域等データ
  - ・ 浸水想定区域図データ
  - ・ 指定避難所及び指定緊急避難場所データ
  - ・ 人口データ

- ・ 森林計画図データ
- ・ 住宅地図データ（民間データ製品の調達）
- (5) データベース設定
  - ・ 被災者支援システムとのデータ連携
  - ・ 建築計画概要書データ入力フォーム作成
- (6) 公開型GIS及び統合型GISシステムの提供
- (7) 公開型GIS及び統合型GISシステムの運用・保守
- (8) システム導入に係るプロジェクト管理
- (9) 会議体運営
- (10) 職員研修

なお、本仕様書に基づく調達の過程で明らかとなる作業及び受注者が提案時に必要とした作業は、原則、本業務の範囲とする。

### 3 本調達の要件

#### 3.1 履行期間

- (1) 公開型GIS及び統合型GISの初期構築及びデータ作成作業  
契約締結日から本稼働の開始日前日まで
- (2) 公開型GIS及び統合型GISの提供  
本稼働の開始日（令和8年3月17日（火）予定）から令和8年3月31日（火）まで  
なお、履行期間満了時については、必要に応じて契約更新をする場合がある。

#### 3.2 成果物

- (1) 成果物は他に指定のない限り、履行期間終了日までに当市に提出し、確認を受けること。
- (2) 成果物としての書類はA4用紙に印刷できる形式とすること。
- (3) 成果物は電子ファイルで提出することとし、PDF形式およびMicrosoft Office 2010（Word、ExcelまたはPowerPoint）以降のOpenXML形式とすること。
- (4) 成果物として次の資料と必要に応じて補足資料を提出すること。
  - (ア) プロジェクト計画書及び作業計画書、作業工程表  
本資料は、契約締結後、作業着手までに当市に提出し承認を受けること。
  - (イ) 設計書（システムセットアップ内容を記載した資料）
  - (ウ) テスト報告書
  - (エ) 研修資料
  - (オ) 操作マニュアル
    - ・ 専用機能を有する職員向け・その他職員向け・職員以外の一般利用者向けそれぞれについて、詳細版および簡易版を用意すること。
    - ・ 機能改善等により機能が更新されたときは、必要に応じマニュアルの改訂を行うこと。
    - ・ テスト開始日までに納品すること。

- (カ) GISデータ（新規作成）
  - ・ 道路台帳図データ
  - ・ 認定路線網図データ
  - ・ 固定資産税家屋図データ
  - ・ 不明家屋リスト及び不明家屋図データ
  - ・ 公園、緑地データ
  - ・ 指定道路図データ
- (キ) GISデータ（既存データ調整）
  - ・ 都市計画関連データ
  - ・ 土砂災害警戒区域等データ
  - ・ 浸水想定区域図データ
  - ・ その他防災関連データ（防災行政無線、水害時注意箇所、水位観測所、要配慮者施設、警察、消防、市民病院、CCTVカメラ設置場所、樽前山ハザードマップ）
  - ・ 人口データ
  - ・ 森林計画図データ
  - ・ 住宅地図データ（データ及び使用許諾契約書）
- (ク) システム運用開始後は毎月1回、以下の項目について、当市に報告すること。

図表 1月次報告項目一覧

項 目	内 容
SLA	SLA順守状況
障害報告	障害対応実績
その他	(以下、必要に応じて) 上記以外の一時的業務遂行についての報告 更なるシステム品質向上に向けた提案 など

### 3.3 費用の考え方

- (1) 構築費用（初期費用）
  - ・ 公開型GIS及び統合型GIS導入にあたり構築費用（初期費用）が必要な場合は提案書にそれぞれの構築費用を明記すること。
- (2) 利用料
  - ・ 公開型GIS及び統合型GISの運用・保守費用を含む利用料金について、それぞれの月額費用を記載すること。ただし、利用料金の支払いについては、本格稼働後から開始するものとする。
  - ・ なお、運用・保守については、本契約とは別に毎年度契約するものとする。
- (3) その他個別に適用する料金
  - ・ 本契約期間終了後、当市の希望により契約更新（延長）する場合について契約条件を提案書に明記すること。

- ・ 契約期間中に利用可能な有償オプションがある場合、契約条件を提案書に明記すること。
  - ・ 紙面情報の電子データ化や既存の電子データの加工に発生する費用について、データ項目ごとに提案書に記載すること。
- (4) 本システムを利用する地方共通団体共通で対応すべき事項にかかる費用
- ・ 国の法改正等により、本システムを利用する地方公共団体全体に対して対応すべき機能改修等は、標準仕様として追加経費の請求無く提供すること。
  - ・ 追加経費が必要となる際は、追加経費の積算根拠等が分かる資料を提示し、当市と協議の上、承認を得ること。

## 4 業務要件

### 4.1 公開型GISの提供

#### 4.1.1 基本要件

別紙1「機能要件等一覧」の「基本要件」にて提示する。

提供される公開型GISサービスは、必須機能の項目をすべて満足するものであること。

また、デジタル庁が作成する「デジタル地方創生サービスカタログ（2024年冬版）」において、「公開型GIS」として掲載されているサービスであること。

#### 4.1.2 機能要件

別紙1「機能要件等一覧」の「機能要件」にて提示する。

提供される公開型GISサービスは、必須機能の項目をすべて満足するものであること。

#### 4.1.3 非機能要件

- (1) 別紙2「非機能要件一覧」※1において、システム（サービス）に求める可用性や性能・拡張性、運用・保守性等に関する要求水準を提示している。提案事業者は、各項目について要求水準を満たすことができない場合は、その内容及び理由等を提案書に記載すること。
- (2) 受注者とは「非機能要件一覧」と提案内容を基に協議し、各項目の要求水準を合意した上で、サービス利用契約を締結する。
- (3) SLAに係る項目※1については、サービスレベルのモニタリング実施方法及びサービスレベルの要求水準値を満たすことができなかった場合のサービス対価の減額等のルールも含め、併せて提案書に記載すること。なお、SLAに関する項目の要求水準値は、必要に応じ、当市と受注者が協議して見直すことができるものとする。
- (4) その他運用に係る項目については、その遵守状況と未達成時の要因の把握、見直しを適宜行うことで、継続的な業務改善を図るものとする。なお、未達成の場合は、受注者に対し改善策の報告を求めることが出来る。
- (5) 公開型GISは、令和8年2月27日（金）までにその時点で完成しているレイヤを登録した状態で、当市職員がシステムの動作を確認できるよう仮稼働を開始させるものとする。

※1 別紙2「非機能要件一覧」は、地方公共団体情報システム機構がホームページで公開している「非機能要求グレード活用シート（地方公共団体版）業務・情報システム分類グループ④」を用いて、必要箇所を抽出し作成している。

([https://www.j-lis.go.jp/rdd/chyousakenkyuu/cms\\_92978324-2.html](https://www.j-lis.go.jp/rdd/chyousakenkyuu/cms_92978324-2.html))

※2 「SLAに係る項目」は次の項目とする。

- ・「可用性」－「継続性」のうち、「RTO（目標復旧時間）」及び「稼働率」
- ・「性能・拡張性」－「性能目標値」の各項目

#### 4.1.4 公開型GISで発信する情報

本業務において本市が発信を予定している主な情報は次のとおりである。

- (1) 防災情報
  - (ア) 浸水想定区域
  - (イ) 避難場所（災害時には開設情報、混雑情報、インフラ状況を提供）
  - (ウ) AED設置場所
  - (エ) クーリングシェルター設置場所
  - (オ) 防災行政無線
  - (カ) 水害時注意箇所
  - (キ) 水位観測所
  - (ク) 要配慮者施設
  - (ケ) 警察
  - (コ) 消防
  - (サ) 市民病院
  - (シ) CCTVカメラ設置場所
  - (ス) 樽前山ハザードマップ
- (2) 道路情報
  - (ア) 市道道路網図（路線名、路線番号、敷地幅員）
- (3) まちづくり
  - (ア) 都市計画現況図（現況\_2500）
  - (イ) 都市計画図（区域、地域地区、都市施設）
  - (ウ) 立地適正化計画区域（居住誘導区域、都市機能誘導区域）
  - (エ) 景観計画区域
  - (オ) 大規模盛土造成地
- (4) 固定資産税
  - (ア) 地番図
  - (イ) 路線価図
- (5) 公園
  - (ア) 公園、緑地
  - (イ) 公共広場

- (6) 建築
  - (ア) 指定道路図
- (7) 住居表示
  - (ア) 住居表示台帳図（令和8年度を予定）

## 4.2 統合型GISの提供

### 4.2.1 基本要件

統合型GISの基本要件は、少なくとも次の各項目をすべて満たすものとする。

- (1) クライアントパソコン（システム利用端末）は、本市が運用中の既存機器を利用するが、その最低動作環境は次のとおりとする。
  - ・ CPU：Corei3 2.6GHz/2 コア
  - ・ メモリ：4GB
  - ・ OS：Windows10、Windows11、Windows Server 2016(SBC方式によるシンクライアント環境) 及び運用時点での後継版を含む
  - ・ Webブラウザ：Microsoft Edge（Chromium版）、Google Chrome
  - ・ LGWAN回線速度：10Mbps（ベストエフォート）以上
- (2) クライアント端末ごとのGISソフトウェアのインストールが不要で、複数部署で同時に20台以上が利用できること。
- (3) 通信プロトコルは標準的（httpおよびhttps）なものとし、特別なポート開放を必要としないシステムとする。
- (4) 第三者に情報を漏洩することのないセキュリティ対策を施されたシステムとする。
- (5) システム利用開始後に利用部門や利用用途が追加になる場合、ユーザIDの追加登録や新規レイヤの追加（少なくとも100レイヤ以上）などの拡張性を有していること。

### 4.2.2 機能要件

統合型GISの基本要件は、少なくとも次の各項目をすべて満たすものとする。

- (1) 本業務完了時点（令和8年3月16日（月））において実現していなければならぬ必須の機能要件は次のとおりとする。

分類	機能
アクセス管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ログイン時のユーザ名・パスワード認証によりユーザの所属グループと権限を識別し、レイヤごとに参照、編集、印刷、エクスポートの各権限を設定できるシステムであること。</li> <li>・ 管理者権限を有するユーザの操作によって、ユーザの追加、削除、所属グループ、権限の変更を行えること。</li> <li>・ ログインしたまま一定時間操作が無いユーザを自動的にログアウトするタイマー機能を設定できること。</li> </ul>
地図表示機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベクトル地図データ及び航空写真などの座標付きラスターデータをレイヤとして表示でき、レイヤごとの表示/非表示切り替えや表示順序の変更、レイヤ追加/除外をクライアントユーザが操作できること。</li> <li>・ 指定縮尺ならびに範囲指定による任意の縮尺の地図表示ができること。また表示縮尺に応じたスケールバーが表示されること。</li> <li>・ 北以外の任意の方位を上に表示する地図の回転ができること。</li> <li>・ 地図や航空写真の複数画面表示（2画面以上）ができ、なおかつ同じ位置を表示する同期機能を有すること。</li> <li>・ 属性値により色や線の太さなどを可変する地図の表示凡例を、ユーザ操作により設定できること（個別値分類やランキング表示など）。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>属性値を地図上にラベル文字として表示できること。</li> <li>着色したポリゴンデータの透過表示が可能で透過率を設定できること。</li> </ul>
検索機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所、地番、目標物等を指定し、該当箇所の地図（場所）を表示できること。</li> <li>公共座標値（平面直角座標系第Ⅲ系）ならびに緯度経度を指定することにより、該当箇所の地図（場所）を表示できること。</li> <li>ユーザが円、矩形、多角形を作図して任意の範囲を指定し、空間的にその範囲にかかる属性データの抽出が可能なこと。</li> <li>属性値の指定により該当するデータを検索、抽出でき、またその地図表示ができること。</li> <li>属性値のあいまい検索（文字列の部分一致）が可能なこと。</li> <li>地図画面上でマウスにより指定する一つまたは複数の対象物の属性を検索し、検索された対象物の属性一覧を1画面で表示できること。</li> <li>地図画面上でマウスにより指定した地点について、表示している複数のレイヤを串刺し検索し、各レイヤの指定したフィールドの属性情報を画面に表示できること。</li> </ul>
計測・集計	<ul style="list-style-type: none"> <li>地図画面上で指定する2点以上の間の距離、3点以上で囲まれた任意の領域や指定した面図形の面積を表示できること。</li> <li>カーソル位置の公共座標値（平面直角座標系第Ⅲ系）ならびに緯度経度を表示できること。</li> <li>検索等によって抽出されたデータの総数、値の合計値・平均値・最大値・最小値等の簡易集計が可能なこと。</li> </ul>
印刷機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>画面上で表示した図面及び台帳の検索結果をプリンタより出力できること。</li> <li>定型的な印刷レイアウト（テンプレート）が用意され、なおかつユーザ側でカスタマイズが可能で、プレビュー表示ができること。</li> <li>指定した縮尺で地図を印刷でき、且つスケールバーや縮尺値、方位記号等をレイアウトできること。なお、地図の縮尺や回転角、表示範囲に応じて、スケールバーや縮尺値、方位記号の向きが自動的に調整されること。</li> <li>用紙サイズと行数と列数を指定することにより、自動的にメッシュ分割による連続印刷ができること。</li> </ul>
データの入出力	<ul style="list-style-type: none"> <li>GISにおいて標準的とされるシェープファイル形式のデータのインポート/エクスポートができること。</li> <li>検索結果の属性データをCSV形式など汎用的な形式でエクスポートできること。</li> <li>選択した図形データをDXF/DWGなどのCADデータ形式で出力できること。</li> <li>位置情報（住所、公共座標XY、緯度経度）が格納されたCSV形式のデータをインポートし、ポイントデータとして展開可能なこと。</li> </ul>
地図編集 作図機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>編集権限を持つユーザが、地図画面上で点・線・面（半径指定円・矩形・多角形）の図形や、関連付けられる属性の入力・変更・削除ができ、その情報を保存できること。</li> <li>図形入力の際、頂点を同一レイヤ及び他レイヤの図形の頂点や線上に一致させるスナップ処理が可能なこと。</li> <li>選択した線分に対しての垂線、平行線を作図できること。</li> <li>既存図形に対するバッファ（緩衝領域）を生成できること。</li> <li>ユーザごとにオリジナルのレイヤ（マイレイヤ）が作成、保存できること。</li> <li>地図上の任意の位置に図形を作成し、文字情報を関連づけて保存できるメモ機能を有すること。</li> </ul>
ファイリング機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>写真やスキャニング画像、CAD図面データ、各種ドキュメントファイルなど、他のアプリケーションソフトで利用するファイルを地図上の位置情報と紐付けて管理できること。</li> <li>位置座標付きの写真データからポイントをプロットし、写真をポイントデータのファイリングデータとして管理できること。</li> </ul>
職員向け 現地調査支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>平時及び災害時に、市職員が保有するスマートフォン（個人所有を含む）を用いて、GNSS測位による位置情報と、そこに紐づく写真やコメントを入力し、現地から直接統合型GISに送信する仕組みを有すること。</li> <li>市内の統合型GISでは、送信された位置（ポイント）がスマートフォンのGNSS測位情報に基づいて自動的にプロットされ、ポイントに紐づく写真及びコメントを参照できること。</li> <li>市のシステム管理者が予め許可設定したレイヤは、現地のスマートフォン側で参照できること。</li> <li>ライセンス数は10アカウントとし、大規模災害発生時には期間限定で当市が必要とするアカウント数を提供できるものとする。</li> </ul>
市民からの インフラ施設損傷 通報受付機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般市民が道路の陥没や施設の損傷、街路灯の球切れ、公園遊具の破損など市が管理するインフラ施設の異常を発見した場合に、スマートフォンで撮影された写真（GNSS測位情報）及びコメントを、現地からGISにデータ送信する仕組みを有すること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内のGISでは、送信された撮影写真のGNSS測位情報に基づいて自動的にプロットされ、ポイントに紐づく写真及びコメントを参照できること。</li> <li>・ 道路、上水道、下水道、公園、教育施設など、投稿の種類に応じて、担当部署にメール等で通知される仕組みを有すること。</li> <li>・ 個々の通報内容に対して、受信確認、調査中、現地確認完了、処置済みなどのステータス管理ができること。</li> <li>・ 不特定多数の市民が利用することを想定し、個人情報の取扱いに配慮した仕組みであること。</li> </ul>
当市における業務要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部署を跨ぐ市内横断的なレイヤの参照、重ね合わせ表示ができること。</li> <li>・ 街路灯・ガードパイプ・バスシェルター等の道路付属施設の情報を職員が入力できること。</li> <li>・ 政府統計総合窓口（e-Stat）や国土数値情報など、国の機関からダウンロード提供されているGISデータのインポート（緯度経度からの投影変換を含む）</li> <li>・ 災害発生時に、J-LISの「被災者支援システム」から出力する避難所の開設状況、混雑状況、インフラ状況のデータを取り込んで、地図上でそれらの情報を確認できる機能を有するとともに、公開型GISにその情報を任意のタイミングで転送する機能を有すること。</li> <li>・ J-LISの「被災者支援システム」から出力する災害時避難行動要支援者データを取込み、その住所または座標情報をもとに地図にプロットするアドレスマッチング機能と、<del>要支援者ごとに市が定める様式で、地図表示を含む個別避難計画書を印刷できる機能を有すること。</del></li> </ul>

(2) 令和 8 年度には、追加データの整備や、現在は個別システムとして運用中の固定資産管理システム等を統合型 GIS に併合する計画があるため、本業務で導入する統合型 GIS は次のすべての要件を満たす発展性を有していなければならない。

分類	機能
固定資産税業務機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分筆、合筆、新規筆作成、図形削除、地番編集、引き出し線編集など一連の流れを対話的に操作できる地番図異動更新機能を有すること。</li> <li>・ 土地図形編集時に、他の図形の頂点に一致させるスナップ機能を有し、スナップ対象レイヤやスナップ範囲の設定ができること。</li> <li>・ 図形編集の補助機能として、交点や延長、座標値入力、座標値データ取り込み等の手法で補助点を作成できること。</li> <li>・ 所在地番により地番図ならびに土地課税マスタを検索する機能を有すること。</li> <li>・ 家屋形状の入力、削除、位置・向き・形状修正、棟割り、棟番号入力、引き出し線編集など、一連の流れを対話的に操作できる家屋図異動更新機能を有すること。</li> <li>・ 家屋形状入力時の直角補正機能を有すること。</li> <li>・ 家屋図形編集時に、他の図形の頂点に一致させるスナップ機能を有し、スナップ対象レイヤやスナップ範囲の設定ができること。</li> <li>・ 家屋記号入力機能を有すること。</li> <li>・ 所在地番や家屋番号を指定して家屋図や家屋課税マスタを検索する機能を有すること。</li> <li>・ 複数筆のポリゴン選択またはマウス作図により画地形状を入力できること。</li> <li>・ 筆の形状と異なる画地を設定した場合でも、地番図の図形は登記との整合性を保ち、変更されないこと。</li> <li>・ 画地形状編集時に、他の図形の頂点に一致させるスナップ機能を有し、スナップ対象レイヤやスナップ範囲の設定ができること。</li> <li>・ 画地の間口、正面・側方路線の設定、間口長・奥行長の計測、想定整形地の自動生成と陰地割合算出、評点数計算（参考値）、画地評価調書作成といった、一連の流れを対話的に操作できる画地評価機能を有すること。</li> <li>・ 現況地目に応じた一筆の土地の評価分割ならびに評価分割された土地を統合する評価統合を行えること。その場合に、元になる地番図は編集されず登記と一致した単位での土地区画を保持できること。</li> <li>・ 路線形状、用途、路線価など路線価図の入力、修正機能を有すること。</li> <li>・ 新規路線を追加し、価格形成要因・路線価情報を編集でき、また路線価を計算できること。</li> <li>・ 分合筆や家屋図編集の背景図として測量図等の画像データを移動、回転、拡大・縮小して地図に合わせる幾何補正機能を有すること。</li> <li>・ 各種編集操作を中断するキャンセル機能を有すること。</li> <li>・ 所有者氏名または宛名コードを指定して宛名マスタを検索し、所有する固定資産（土地・家屋）を検索して一元的に表示する名寄せ機能を有すること。</li> <li>・ 路線番号を指定して路線価マスタを検索する機能を有すること。</li> <li>・ 課税マスタの情報項目により、土地・家屋を色分け表示できること。</li> <li>・ 異動物件の処理について現地調査を含む進捗管理の機能を有すること。</li> </ul>

登記データ管理機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法務局から提供を受ける土地・家屋それぞれの要約書データならびに登記済通知書データの変換・取込機能を有すること。</li> <li>・ 土地の分合筆に伴って法務局から提供される地積測量図の画像データを取り込み、該当する土地と自動的に紐づけて管理できること。</li> <li>・ 取り込んだ登記データの検索、照会機能を有すること。</li> <li>・ 土地、家屋それぞれについて、異動履歴データの作成ができること。</li> <li>・ 土地、家屋それぞれの最新データの検索ができること。</li> <li>・ 土地、家屋それぞれの履歴データの検索、照会、編集、出力、印刷ができること。</li> <li>・ 検索した土地の地図検索により、該当地の地番図を呼び出し表示できる地図連携機能を有すること。</li> <li>・ システム導入以前の紙の土地台帳のスキャニングデータを、該当する土地に紐付けて管理し検索できるファイリング機能を有すること（本業務ではスキャニングは行わない）。</li> <li>・ 次のマスタ管理機能を有すること。 字、登記地目、登記種類、登記構造、所有者、共有者、登記事由、登記内容、処理状態</li> <li>・ ユーザ及びユーザグループの作成、編集、削除ができること。</li> <li>・ 参照可能な情報や利用可能な機能を、ユーザまたはユーザグループごとに設定できるアクセス制御機能を有すること。</li> <li>・ 利用可能なメニュー、機能、データソースの制限を設定できること。</li> <li>・ 外字データの取り込み、変換ができること。</li> </ul>
住居表示業務機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住居表示業務における、新築届受理、住居番号設定、住居表示番号設定通知、住居表示台帳図修正の流れに沿って住居番号、建物外形などのデータ登録・更新を行えること。また事業庶務課が登録した住居表示番号が速やかに関係部署（戸籍住民課や水道局）で閲覧できること。（令和8年度末）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和8年度に追加する機能は、本業務で導入する統合型GISと同一のデータセンター内のサーバで運用され、データベースの一元化、または連携によりいずれかのシステムで更新されたデータが他方のシステムに人手を介さずに反映される仕組みを有するものであること。</li> <li>・ 令和8年度に追加する機能のクライアント側の動作環境、サービス目標水準、データセンター要件は統合型GISと同等とする。</li> </ul>

#### 4.2.3 非機能要件

統合型GISの非機能要件は、少なくとも次の各項目をすべて満たすものとする。

- (1) SLA については下記の内容を最低限とし、その遵守状況について SLA 順守状況報告を月毎に提出すること。

サービス要件	サービス目標
サービス提供時間	・ 24時間365日（メンテナンスに伴う計画停止を除く）
メンテナンス等	・ サービス停止をとまなうような緊急メンテナンスの場合は、原則業務時間帯（午前8時45分より午後5時15分）以外に限定する。
サービス稼働率の目標値	・ 99.9%（メンテナンス時間及びサービス提供者起因によらない事由については稼働率算定対象から除外）
連続停止時間	・ 障害等によるサービス停止時間は連続して12時間以内（サービス提供者起因によらない事由については算定対象から除外）
障害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供時間における障害復旧体制を構築</li> <li>・ 障害検知時から復旧までの時間は、原則1時間以内、最長12時間以内</li> <li>・ 障害検知時からシステム管理者宛に障害発生を通知するまでの時間（一次報告期間）は2時間以内</li> </ul>
ヘルプデスク対応	・ システムの操作方法など、システム利用ユーザからの問い合わせ窓口
ヘルプデスク営業時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日午前8時45分～午後5時15分（当市開庁時間）</li> <li>・ システム障害については、365日24時間受け付けること</li> </ul>

- (2) サーバが設置・運用されるデータセンターに関する要件は次のとおりとする。  
本要件は、公開型GISにも適用する。

データセンター要件	必須条件
立地場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本国内</li> <li>・ 地盤が強固で液状化の可能性が低い、埋め立て地ではない場所</li> <li>・ 浸水想定区域など、災害リスクが高い場所には設置されていないこと</li> </ul>
建物構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火 防火、耐震 免震等について十分な対策が取られた、データセンター事業を目的とした専用の建物であること</li> <li>・ 震度7の地震動に対しても機能を失わない強度の設計であること</li> </ul>
電源・通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受電設備やネットワーク機器が冗長化されていること</li> <li>・ 無停電電源装置が設置され、5分間の電源供給が可能なこと</li> <li>・ 非常用電源として自家発電機が設置され、外部からの電源供給が断たれても自動起動により48時間は無給油稼働できること</li> </ul>
入退室管理 物理的対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生体認証を含む2要素以上での入退室管理が行われていること</li> <li>・ 24時間警備員が常駐していること</li> <li>・ X線等での持込・持出品検査が行われていること</li> <li>・ サーバラックの施錠監視、開閉管理が行われていること</li> </ul>
セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サーバ群にファイアウォールが設置されていること</li> <li>・ 侵入検知機能(IDS)が装備されていること</li> <li>・ 通信経路が暗号化されていること</li> </ul>

- (3) 統合型GISは、令和7年10月31日までに、既存データの調整を行ったデータ（住宅地図を除く）をレイヤ登録した状態で、本市職員がシステムの動作を確認できるよう仮稼働を開始させるものとする。  
なお、令和7年10月31日までに搭載予定のデータについては、企画提案書にて呈示すること。

### 4.3 データ作成

#### 4.3.1 データ作成

本業務では公開型GISならびに統合型GISの導入に合わせて、新たに地理空間情報のデータ整備を行うものとする。

##### (1) 道路台帳図データ

現状は、紙図面単位でCAD化された道路台帳図と、表計算ソフトウェアを用いて整理されている道路台帳調書データが存在するが、それら既存データを統合型GISのレイヤとして登録して利活用できるよう、データの加工調整、編集を行うものとする。

本業務では既存CADデータを元資料として、統合型GISで表示できるようにデータ変換、地理座標付与、図郭間接合等の調整を行うものとするが、道路台帳図は本来、道路法施行規則の定めにより縮尺1/1,000（地図情報レベル1,000）の位置精度並びに情報取得項目（公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表）に則って作成すべきものであることに留意すること。

##### (ア) 数量

市道総延長：約810km

既存CADデータ面数：約650面

（市街地の面図約200面、郊外の路線図約450面）

##### (イ) 地理座標付与（幾何補正）

既存道路台帳図CAD図面データ内にある整飾（図郭四隅）や基準点の座標値を使用し、1面毎にCADデータに地理座標を付与して変換を行うものとする。

また座標付与後に、GIS上で航空写真オルソ画像と重ね合わせて、正しく地理座標が付与されているかおおよその位置精度を点検し、不整合が大きなものについては再処理を行うものとする。

再処理を行っても著しい位置のずれや接合不良などの問題が検出された場合は、その箇所や状況を整理して当市に報告し、対応策を協議するものとする。

(ウ) 道路中心線データ作成

既存道路台帳図CAD図面データ内にある道路中心線データについて、1つの路線が図郭を跨いで複数の線分に分断されている場合は、路線単位でひとつの線分になるよう接合処理を行うものとする。また道路中心線データは、起点・終点を区別して方向性を持たせたデータとし、属性として路線番号を付与するものとする。

(エ) 路線属性データ作成

既存の道路台帳調書データをもとに、下記の内容を含む路線単位のデータを作成し、路線番号をリンクキーとして前項で作成した道路中心線の属性情報として取りまとめるものとする。

- ・ 路線番号
- ・ 路線名
- ・ 道路種別
- ・ 議決年月日
- ・ 認定公示年月日
- ・ 認定告示番号
- ・ 区域決定公示年月日
- ・ 供用開始公示年月日
- ・ 起点
- ・ 終点
- ・ 敷地幅員（最小・最大）
- ・ 実延長（台帳数値）
- ・ 総延長（台帳数値）

(オ) 統合型GISへのレイヤ登録

前項までに作成した道路台帳図データ及び道路中心線データを、本業務で導入する統合型GISにレイヤ登録し、システム上での表示設定及び動作の確認を行うものとする。なお、道路中心線データについては属性とともに公開型GISにより公開するものとする。

(2) 固定資産税家屋図データ

固定資産課税客体のひとつである家屋について、現状は所在地番、所有者名、構番等の情報を紙地図として地区ごとに整理した家屋配置図を管理しているが、統合型GIS導入に伴い家屋課税台帳とリンクできる家屋図データを作成し、業

務の正確性向上と、他部署とのデータ連携を含めた業務効率化を図るものとする。

(ア) 数量

・課税棟数：42,271棟（令和6年固定資産概要調書）

※非課税を含めた、調査対象となり得る建物件数は上記数量より相当に増大する可能性がある。

(イ) 家屋外形データ作成

当市が貸与する地番図データと令和5年度に撮影した航空写真デジタルオルソ画像をもとに、行政区域内に存在するすべての家屋について、筆界との位置関係を加味しながら家屋外形をポリゴンデータとして入力するものとする。

(ウ) 異動修正

貸与する航空写真の撮影日（令和5年9月15日）から令和7年12月31日の間の家屋異動について、当市が貸与する家屋登記済通知書等の資料をもとに前項で作成した家屋外形図の異動修正を行うものとする。

具体的には、新築家屋における家屋外形ポリゴンの追加入力、増築家屋における家屋外形ポリゴンの修正や棟割りを行い、当市が指示する物件番号を付与する。また、滅失家屋については家屋外形ポリゴンの削除を行い、令和8年1月1日時点の家屋外形図データを作成するものとする。

(エ) 家屋番号特定机上調査

作成した家屋外形ポリゴン1棟ごとに、当市が貸与する家屋配置図（トレーシングペーパー）や家屋課税台帳の所在地番、所有者、建物用途、面積等の情報をもとに家屋番号の特定を行うものとする。

(オ) 家屋現況調査用資料作成

机上調査において特定されなかった家屋については、後年に当市が行う現地調査に備えて地図資料や、机上調査での不明リストなどの現地調査支援資料を作成するものとする。

(カ) 家屋番号付与

家屋机上調査により家屋外形ポリゴンに対応する家屋番号が特定されたものについては、家屋外形ポリゴンの属性として家屋番号の入力を行う。また、増改築等により一つの家屋外形に対して複数の家屋番号の存在が判明した場合は、必要に応じて家屋外形に棟割り線を入れポリゴン分割を行い、分割したポリゴンに番号を付与するものとする。

(キ) 家屋課税台帳と家屋図の照合

家屋番号を付与した家屋図データと家屋課税台帳データについて、家屋番号をリンクキーとして照合点検を行い、家屋外形に属性を付与するものとする。

本業務において特定できなかった家屋については不明リスト及び不明家屋図データを作成し、当市に報告するものとする。

(ク) 統合型GISへのレイヤ登録

前項までに作成した家屋図データを、本業務で導入する統合型GISにレイヤ登録し、システム上での表示設定及び動作の確認を行うものとする。

(3) 公園データ

現状では、公園台帳、工作物台帳、建物台帳などが別個のリストデータなどで管理されているが、GISを活用してそれらの情報を集約して維持管理業務の効率化を図るため、公園の位置情報ならびに各台帳情報を整理しながらGISデータとして整備するものとする。

(ア) 数量

- ・公園、緑地：231箇所（うち148箇所はポリゴンデータ有り）
- ・公共広場：24箇所

(イ) 既存資料収集・整理

当市が貸与する既存の公園ポリゴンデータ、公園一覧表及び都市公園台帳（公園ごとの単票形式）のデータ（EXCEL形式）、公園平面図データ（PDF形式及びCAD形式）について、格納されている情報の単位や項目等を整理・点検し、以降の作業の詳細計画を立案する。

(ウ) 公園ポリゴン追加入力

ポリゴンデータ未作成の83公園ならびに公共広場24箇所について、当市が貸与する資料に基づいて公園区域のポリゴンデータを入力し、既存データが存在する148公園と一元化したデータファイルとしてとりまとめるものとする。

(エ) 属性データの整理・調製

既存の公園一覧表及び公園台帳データをもとに、データベース化してGIS上で公園ポリゴンと紐付けて属性テーブルとして管理できるよう、データクレンジングを行うものとする。

また、工作物台帳、建物台帳についてもそれらが設置されている公園と紐付けて一元的に管理できるよう、整理を行うものとする。

(オ) 属性表示フォーム作成

既存の都市公園台帳EXCELデータの様式を参考に、統合型GIS画面上で公園の諸元を確認できるよう、属性表示フォームを作成するものとする。

(カ) 印刷レイアウト作成

公園位置図、公園一覧表ならびに都市公園台帳（単票）について印刷レイアウトを作成するものとする。

(キ) 公園平面図データ整理、ファイリング

当市が貸与する平面図等の公園に関するデジタルデータについて、GIS上からそれらのファイルにアクセスできるよう、公園ポリゴンに紐付けてファイリング管理するための設定を行うものとする。

(ク) データ投入、凡例等設定

作成した公園データ（図形、属性、ファイリング）を統合型GISに投入し、図形データの表示方法について当市担当職員との協議に基づいて凡例の設定を行い、表示・動作の確認を行うものとする。

(4) 指定道路図データ

当市に存在する指定道路図（建築基準法に基づく道路）の路線図と指定道路調書を統合型 GIS 上で管理し、公開型 GIS にて公開できるよう、データ化を行うものである。

(ア) 数量

- ・ 第 42 条第 1 項第 2 号 0.32km 6 路線
- ・ 第 42 条第 1 項第 3 号 5.27km 35 路線
- ・ 第 42 条第 1 項第 4 号 1.31km 3 路線
- ・ 第 42 条第 1 項第 5 号 0.88km 10 路線

(イ) 既存資料収集整理

当市が貸与する指定道路図に関する図面及び調書を収集し、データ作成手法の検討、後続作業のための整理を行うものとする。

(ウ) 指定道路路線形状入力

貸与資料に基づいて、道路台帳図データまたは都市計画基本図データを背景図として、指定道路の起終点、路線形状、路線名等を入力するものとする。

(エ) ファイリング

貸与する指定道路に関する調書の PDF データを、前項で入力した道路図形と路線単位で紐づけたファイリングデータを作成するものとする。

(オ) データ投入、凡例等設定

作成した指定道路図データ（図形、属性、ファイリング）を統合型 GIS に投入し、図形データの表示方法について当市担当職員との協議に基づいて凡例の設定を行い、表示・動作の確認を行うものとする。なお、指定道路のデータについては調書とともに公開型 GIS により公開するものとする。

(5) 住居表示基本台帳図データ（令和 8 年度予定）

現状は紙ベースで管理・更新している住居表示基本台帳図をもとに住居表示基本台帳図の GIS データを作成し、情報を横断的に活用できる統合型 GIS に登録することにより、所管課ならびに住居表示関連業務の関係部署における業務効率及び業務正確性の向上を図るものである。また、住居表示の情報は庁内外において様々な用途に広く活用される情報でもあるため、公開型 GIS にも登録するものとし、それを考慮したデータ作成を行うこと。

なお、本作業は次年度に実施する予定であり本業務には含まないが、対応可能なノウハウを有し、作業体制を構築できること。

(ア) 数量

- 街区数：約 2,400 街区
- 住居件数：約 41,800 件
- 住居表示基本台帳図面数：約 3,500 枚

(イ) 作成するデータ項目

- ・ 街区
- ・ 街区番号
- ・ 家屋外形

- ・ フロンテージ（構成点・表示）
- ・ 通路線
- ・ 住居番号

#### 4.3.2 既存データの収集・調達、調整

既存に地理空間情報が整備されているものについては、システムにレイヤとして登録できるよう、データの収集・調達ならびに加工調整を行うものとする。

##### （1）都市計画関連データ

当市まちづくり推進課が保有し受託者に貸与する次の都市計画関連データについて、必要な変換、調整作業を行ったうえで、統合型 GIS にレイヤとして登録するものとする。凡例表示の設定については当市と受託者の協議により定めるものとする。

- ・ 現況平面図（地図情報レベル 2, 500、10, 000）
- ・ 電子地形図 25, 000（国土地理院）
- ・ 都市計画区域
- ・ 市街化区域
- ・ 用途地域
- ・ 特別工業地区
- ・ 防火・準防火地域
- ・ 都市計画道路
- ・ 都市計画公園
- ・ 都市河川
- ・ 都市施設
- ・ 下水道施設区域
- ・ 都市計画墓園
- ・ 地区計画
- ・ 土地区画整理
- ・ 高度利用地区
- ・ 都市計画基礎調査敷地
- ・ 都市計画基礎調査建物
- ・ 都市計画基礎調査ゾーン（大、中、小）
- ・ 立地適正化計画区域
- ・ 景観計画区域
- ・ 用途地域図出力（図郭分割）
- ・ 開発許可（法第 29 条）
- ・ 建築許可（法第 42、43 条）
- ・ 国土利用計画法届出
- ・ 大規模盛土造成地
- ・ 案内板位置図
- ・ 旭ヶ丘地区

(2) 土砂災害警戒区域等データ

北海道の「土砂災害（特別）警戒区域等の GIS データのダウンロードサービス」から、当市の土砂災害警戒区域等の GIS データ（シェープ形式）をダウンロードし、圧縮ファイルを展開してデータの内容を点検し、必要な変換、調整作業を行ったうえで、凡例を特別警戒区域（レッドゾーン）と警戒区域（イエローゾーン）に区分して統合型 GIS にレイヤとして登録するものとする。

(3) 浸水想定区域図データ

当市が貸与する浸水想定区域図データ（シェープ形式）の内容を点検し、必要な変換・調整作業を行ったうえで統合型 GIS にレイヤとして登録し、既存の防災マップに準じた凡例の設定を行うものとする。

(4) 人口データ

さまざまな政策企画の基礎データを得ることを目的として、当市の住基データを任意のタイミングで GIS に取り込み、それをもとに男女別人口総数、世帯総数、年齢別人口などの市内の人口分布状況を、国勢調査区の基本調査区（または字界・町丁目界など）の単位で GIS 上で可視化できるよう設定を行い、本業務において初回のデータを作成するものとする。住基データの取り込み項目や可視化の表現方法、凡例表示の設定など詳細については当市と受託者の協議により定めるものとする。

(5) 森林計画図データ

北海道が作成し本市の森林担当部門が収集して受託者に貸与する、森林計画図データ（林班、小班）とその属性情報となる森林調査簿データについて、必要な変換・調整作業を行ったうえで統合型 GIS にレイヤとして登録するものとする。凡例表示の設定については当市と受託者の協議により定めるものとする。

(6) 住宅地図データ（民間データ製品の調達）

白地図の建物形状に表札情報を付加した住宅地図データ（民間データ製品として販売されているもの）を本業務において受託者が調達し、必要な変換、調整作業を行い、また表札情報で検索できるよう設定を行って、統合型 GIS にレイヤとして登録するものとする。凡例表示の設定についてはデータ製品の使用許諾条件に基づいて設定するものとする。

導入を想定しているデータ製品は下記のとおりとし、同等のデータ品質及び使用許諾条件を備える別製品の選択肢がある場合は、当市と受託者の協議により決定するものとする。

- ・ 販売元：株式会社ゼンリン
- ・ 製品名：住宅地図データベース Zmap-TOWN II
- ・ ライセンス条件：統合型 GIS 同時 20 接続 買取契約

(7) 登記データ（登記事項要約書データ、登記済通知書データ）（令和8年度予定）

当市は法務局が作成する要約書ならびに登記異動通知書データ、外字データを収集し、受託者に貸与する。受託者は要約書データの作成日を起点として時点修正を行ったうえで、登記データ管理システムに初期登録を行う。また登記データ内に存在する法務局の外字について、導入するシステムの外字ファイル

に変換し、外字マスタとして登録するものとする。

なお、本作業は次年度に実施する予定であり本業務には含まないが、対応可能なノウハウを有し、作業体制を構築できること。

#### 4.3.3 データベース設定

本業務ではデータ作成を行わないが、サービス開始後に関連システムのデータをインポート、または本市職員がデータ入力を行って業務に利用できるよう、次のデータベースの設定を行うものとする。

##### (1) 被災者支援システムとのデータ連携

導入する公開型GISならびに統合型GISでは、別途導入する被災者支援システムとの下記のデータ連携ができるよう、機能の開発または設定を行うものとする。

##### (ア) 避難所データ

災害発生時に、被災者支援システム側で更新する避難所ごとの下記のデータを、職員の操作による任意のタイミングで統合型GISに取込み、また市民に情報提供するため公開型GISにも反映できる仕組みを構築するものとする。

- ・ 開設情報
- ・ 混雑状況
- ・ 設備の状況
- ・ 避難者名簿（外部非公開、統合型GISのみ）

##### (イ) 避難行動要支援者データ

平時において被災者支援システム側で管理・更新する避難行動要支援者データを、職員の操作による任意のタイミングで統合型GISに取込み、要支援者の位置をプロットして可視化する。また、取込んだ情報を画面上で個別属性表示できるよう、属性表示フォーム作成する~~とともに、個別避難計画書を作成して印刷できるよう、印刷レイアウトを作成するものとする。~~

##### (2) 建築計画概要書データ入力フォーム作成

建築確認申請があった位置を地図上にプロットし、その属性情報として建築計画概要書の概要を本市職員が入力できるよう、レイヤ作成、テーブル構築、入力画面作成などデータベースの設定を行うものとする。

### 4.4 運用・保守

本サービスの令和10年3月31日（金）までの使用料は本契約の内容に含むが、運用・保守については本契約とは別に下記の内容を含む契約を年度ごとに締結予定である。受託者はそれを履行できる体制を確立しなければならない。

#### 4.4.1 運用・保守体制

- (1) 本サービス（システム）は、構築後少なくとも2年間の利用を前提としており、利用中の運用・保守において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。

- (2) 職員による操作に関する問い合わせ等に対応する窓口を設けること。希望する対応時間及び連絡方法については、次に示す。なお、さらに効果的・効率的な体制が整えられる場合は提案すること。
- ・ 電話での問合せ：平日の午前8時45分から午後5時15分まで
  - ・ メールでの問合せ：常時
- (また、市民等サービス利用者からの問合せ窓口を準備できることが望ましい。)
- (3) 問合せ対応の時間帯以外においても対応できる障害等緊急時の連絡窓口を設置すること。また、障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合に対応が必要となる受注者の技術者やその他関係するメーカー等との連絡体制を整備すること。
- (4) 運用・保守体制として、通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。

#### 4.4.2 運用・保守実施内容

- (1) 問合せ対応
- ・ 職員からの運用に関する問合せに対して、速やかに回答を行うこと。必要に応じて現地に来庁し、運用支援を行うこと。
  - ・ 問合せ窓口寄せられた内容などから、機能改善要求および追加機能要求を把握すること。
- (2) 障害対応
- ・ 障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合は、連絡窓口が一次窓口の役割を担い、必要に応じて受注者の技術者やその他関係メーカー等と連携し、速やかに対応すること。
  - ・ 障害等緊急時の対応手順をあらかじめ作成し、提示すること。
  - ・ 障害発生時の連絡を受けた場合は、その障害原因を特定し、運用担当者へ報告すること。
  - ・ 重大障害の際には、対策会議等を開催し、経過等を取りまとめて報告するとともに、改善策を運用担当者へ提示すること。
  - ・ 導入したサービス（システム）において、ウイルスの検出や不正アクセス等の事象が発生した場合は、運用担当者とは協力し、対応及び原因究明を行うこと。
- (3) システム保守【別途年度ごとに契約する】
- ・ 受注者は、導入したサービスの正常な動作を確保するための一切の保守業務を実施すること。
  - ・ 導入したサービス（システム）に関連するソフトウェアにおいて、修正等のモジュールが提供された場合には、モジュールの適用の必要性を判断し、運用担当者へ説明すること。モジュールの適用は、運用担当者の承認を得た上で実施すること。
  - ・ 導入したサービス（システム）で使用するソフトウェアに対するセキュリティーホールが各メーカーより報告された場合は、全体への影響度を考慮に入れ、対策プログラムの適応の必要性を判断し、運用担当者へ報告する

こと。協議の結果、適応が必要であると運用担当者が判断した場合は、対策を実施すること。

(4) その他

- ・ 問合せ対応で把握したニーズは、その対応について検討するとともに、対応を行った場合は定期バージョンアップ時等での反映を検討すること。
- ・ その他運用・保守について、追加費用を必要とせずに提供できる機能等、有効な提案があれば併せて提案すること。

## 5 プロジェクト体制

受注者は、本書に基づき、システム構築等作業における具体的な体制、プロジェクト管理方針、プロジェクト管理方法等を含んだプロジェクト計画書を作成すること。

なお、プロジェクト管理における品質基準・要員スキル要件は以下の通りとする

図表 2 品質基準

管理項目	管理内容
進捗管理	プロジェクト計画書策定時に定義したスケジュールに基づく進捗管理を実施する。進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること
品質管理	プロジェクト計画書策定時に定義したシステム構築等作業の品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。 品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること
課題・リスク管理	リスクや障害が顕在化した場合は課題として管理すること。受注者は、リスクの発生を監視し、リスクが発生した場合には、当市に報告すること
変更管理	仕様確定後に仕様変更の必要が生じた場合には、受注者は、その影響範囲及び対応に必要な工数等を識別したうえで、変更管理ミーティングを開催し、当市と協議のうえ、対応方針を確定すること。

図表 3 要員スキル要件

要求するスキル	スキルの詳細
プロジェクト管理能力を有する者	プロジェクト実施計画を策定し、システムの設計・開発、テスト、システムの評価、プロジェクト間の調整を行い、生産性及び品質の向上に資する管理能力を有すること
品質管理能力を有する者	受注者の品質管理規準に従い、プロジェクトを離れて第三者的かつ客観的に、プロジェクト全般の品質状況を監査し、評価・改善する能力を有すること

導入サービスに関する専門知識を有する者	導入するソフトウェア（OS、ミドルウェア含む。）に関する専門知識と、本件の要求事項を理解したうえで、最適なシステム構成の設計・構築・運用に係る技術及び技術コンサルティング能力を有すること
システム導入業務に関する知識を有する者	本件の範囲に適合した各自治体業務に精通し、他自治体事例等を提供し、業務改善及びカスタマイズ抑制、品質向上に資する能力を有すること

## 6 会議体運営

受注者は、定期報告の会議体として、月1回程度の定例報告会を開催することとする。また、定例報告会以外の会議が必要な場合は、適宜必要な会議を開催すること。なお会議体の実施方法については、Web 会議（Zoom）等を利用する想定であるが、詳細は当市と議論のうえ決定すること。

各会議の開催にあたっては、進捗報告書、課題管理表、変更管理票、スケジュール、会議録、その他必要と思われる報告資料等を準備すること。

## 7 研修

システム利用者である職員及びシステム管理者向けの研修を実施すること。

研修を実施するために必要となるシステム及び端末の設定や講師の派遣、対象職員数に応じたサポート要員の準備等、研修に必要な一連の要素は受注者の負担にて準備すること。

詳細な研修要件については、下表に示す。

図表 4 研修要件

項目	研修内容
システムの概要説明	システムの概要・背景等を説明する。
システムの操作説明	システムの操作説明をする。操作説明の際は、当市の運用に合わせた操作マニュアル（管理者用・利用者用の両方）を準備すること。
運用・保守の説明	システムの運用保守に関する必要事項等を説明する。

## 8 テスト

### 8.1 サービス提供における取扱い

サービスを提供する場合における標準機能については、改めて当該機能のテストを行うことは不要とする。ただし、当市用にカスタマイズのある箇所や当初セットアップの内容によって機能の動作が変化する箇所については、テストを行うこと。

### 8.2 テスト計画書の作成

実施するテストについて、テスト方針、実施内容及び実施理由、評価方法、実施者

を記載し、テスト工程開始までにテスト計画書として提出し、承認を得ること。

### 8.3 テストに係る要件

#### 8.3.1 受託者が実施するテスト

- (1) 受託者はテスト作業の管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負うこと。
- (2) 受託者はテストの実施に必要な当市担当者及び関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。
- (3) テストスケジュールは、当市担当者への作業負荷を抑えるよう工夫すること。
- (4) テストにおいて、導入スケジュールに大きな影響を及ぼす可能性のある問題を把握した場合は、速やかに当市担当者に報告すること。
- (5) 各テスト終了時に、実施内容及び品質評価結果をテスト報告書として作成し報告すること。
- (6) テスト時に使用した不要なデータ、テスト用認証情報は本稼働前には完全に削除し、当市に報告すること。
- (7) テストデータは、原則として受託者において用意し、責任を持って管理すること。
- (8) テストに特別な環境が必要な場合は、受託者の負担と責任において準備すること。
- (9) テストに必要な端末等は、当市所有の機器を使用するが、テストを実施するために必要な各種設定は受託者の責任において実施すること。

#### 8.3.2 当市職員が主体となって実施するテスト

- (1) テスト実施者が行う具体的な手順及び結果を記入するためのテスト実施手順書案を作成し、テスト実施者への説明を行うこと。
- (2) テストの実施にあたり、当市の求めに応じてサポートすること。
- (3) 可能な限り本番環境と同等のテスト実施環境を準備すること。
- (4) テストで必要となるテストデータについて準備すること。
- (5) テストで確認された不具合・障害について、解析を行い、対応方針を提示し当市の承認を得ること。

## 9 スケジュール

### 9.1 サービス開始日（システム本稼働日）

令和 8 年 3 月 17 日（火）（固定資産管理、登記データ管理、住居表示管理は令和 9 年 4 月 1 日予定）

### 9.2 作業スケジュール

- (1) スケジュール  
提案範囲に掲げるすべての作業項目について、作業開始からサービス開始日まで（サービス開始日以降に実施する作業等を提案する場合はその作業期間まで）のスケジュール（案）を作業工程等が分かるよう詳細に示すこと。

なお、具体的なスケジュールについては、本市との当該業務の契約締結時までに協議のうえ決定する。

(2) 作業工程等

スケジュール（案）で示した作業工程について、その内容や役割分担等について記載すること。

(3) 留意事項

本サービス（システム）の本稼働の前に職員が動作確認するためのテスト期間を十分に設けること。

## 10 その他

### 10.1 貸与品

機器の設定等に必要な資料等は、その都度貸与する。貸与品の管理保管は、不測の事態が生じないよう適正に管理しなければならない。

想定している貸与品は次のとおりである。

- ・ 地番図データ（Shape）
- ・ 家屋調査票
- ・ 課税台帳データ（土地・家屋 CSV）
- ・ 固定資産税路線価図、用途地区、状況類似地域、標準宅地位置図データ（Shape）
- ・ 道路台帳図（CAD）
- ・ 道路台帳調書データ（EXCEL）
- ・ 公園平面図データ（CAD、PDF）
- ・ 公園台帳関連データ（公園一覧表、都市公園台帳、工作物台帳、建物台帳 EXCEL）
- ・ 公共広場に関する資料
- ・ 指定道路図に関する位置図及び調書（紙・PDF）
- ・ 航空写真オルソ画像データ（平成25年度、平成30年度、令和5年度の3時期、TIFF）
- ・ 都市計画基本図データ（地図情報レベル2, 500、平成27年度作成 DMまたはbds）
- ・ 都市計画決定データ（地域地区、都市施設など bdsまたはShape）
- ・ 都市計画基礎調査データ（ゾーン、敷地、建物 bdsまたはShape）
- ・ 浸水想定区域図データ（Shape）
- ・ 指定避難所及び指定緊急避難場所データ（CSV）
- ・ 千歳市防災ハンドブック（紙・PDF）
- ・ その他必要な資料及び電子データ

### 10.2 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに本市に返却すること。

- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

### 10.3 不適合責任

- (1) 本システム本運用開始後1年の間に、正当な理由無く、本仕様書で要求した性能水準に達していないことが判明した場合および設計ミスによる不良および不具合が判明した場合において、当市が改良を請求したときは、当市と協議の上、無償で改良すること。なお、この場合、不具合の改良のために操作内容を変更しないこと。
- (2) 本システムを運用する上で必要な情報の提供に努め、当市からの障害発生時の情報開示請求などの問い合わせや助言要求に対して、誠意をもって対応すること。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合、受注者がその損害を賠償すること。

### 10.4 契約期間終了時のデータの引継ぎ

契約期間終了時には、蓄積された全てのデータを当市に無償で引き継ぐこと。データ形式はCSV形式を基本とし、詳細については別途協議する。受注者は、引継ぎの完了を当市が確認した後、すみやかに当該データの確実な消去を行い、当市に報告すること。その際、事業者が発生する費用については、当市に別途請求しないこと。

### 10.5 法令等の遵守

受注者は、本業務の遂行に当たっては以下に掲げる法令等を遵守すること。

- (1) 国等で定められた法・ガイドライン
  - ・ デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）
  - ・ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
  - ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
  - ・ サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）
  - ・ 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
  - ・ 測量法（昭和24年法律第188号）
  - ・ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
  - ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
  - ・ 都市公園法（昭和31年法律第79号）
  - ・ 地方税法（昭和25年法律第226号）
  - ・ 不動産登記法（平成16年法律第123号）
  - ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
  - ・ 住居表示に関する法（昭和37年法律第119号）
  - ・ 道路法（昭和27年法律第180号）
  - ・ 森林法（昭和26年法律第249号）

- ・ 著作権法（昭和45年法律第48号）
  - ・ 地方公共団体情報システム機構総合行政ネットワーク基本規程（平成26年地情機  
規程第43号）
- (2) 当市が定める条例・セキュリティポリシー等
- ・ 千歳市情報セキュリティポリシー（令和4年）
  - ・ 千歳市公共測量作業規程（平成20年国国地発第75号）

## 10.6 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項（仕様変更、機能追加等）で協議の必要がある場合は、当市と協議を行うこと。